

第五章 教育課程及び履修方法等

第十二条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第十三条 研究科の授業科目及び単位数は、別表一のとおりとする。

第十三条の二 単位数の計算方法は、郡山女子大学学則第十条第二項の規定を準用する。

第十三条の三 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたるものとする。

第十三条の四 履修授業科目の単位の認定は、筆記試験又はレポートの成績評価によるものとする。

2 成績の評価は、次によって表するものとし、六〇点以上のものについて単位を認定する。

「A」一〇〇点〜八〇点、 「B」七九点〜七〇点、 「C」六九点〜六〇点

第十三条の五 修士課程においては、昼夜開講制（昼間の時間帯のほかに、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことをいう。）を設ける。

2 前項の昼夜開講制は、学生の履修形態上の区分に応じ、次の三コースに分ける。

「一年制コース」 集中的に授業・研究指導を受け、一年間で課程修了の要件を満たそうとするもので、主として実務経験を有する者を対象とする。

「二年制コース」 授業科目の履修及び研究指導を受ける期間を二年とするもの。

「長期在学コース」 あらかじめ二年を超える期間を在学予定期間として授業科目の履修及び研究指導を受けるもの。

3 昼夜開講制に関する必要事項は、別に定める。

第十三条の六 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、この場合には、あらかじめ当該他の大学院等との間に、研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

2 前項の規定は、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

第十四条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、十単位

を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

第十五条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（第四十八条の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、十単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第十六条 中学校、高等学校の教諭の一種免許状を有している者が、専修免許状の授与を受けようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて本大学院が定める科目の単位を修得しなければならない。

第十七条 本学大学院において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

人間生活学研究科 人間生活学専攻 中学校教諭専修免許状〔家庭〕
高等学校教諭専修免許状〔家庭〕

第六章 課程修了の要件及び学位の授与等

第十八条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、第八条第二項の規定により修業年限を一年とした昼夜開講制の一年制コースにあつては、本学大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもつて修士論文の審査に代えることができる。

第十八条の二 博士（後期）課程と一貫したプログラムに基づく修士課程の修了要件については、博士論文研究基礎力審査の合格をもつて、第十八条に定める「修士論文の審査」又は「特定の課題についての研究の成果の審査」及び「最終試験」の合格に代えることができる。また、単位数は第十八条第一項の規定にかかわらず、本学大学院に二年以上在学し、三十六単位以上修得することとする。

第十九条 博士（後期）課程の修了の要件は、本学大学院に五年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の

在学期間を含む。) 以上在学し、四十四単位(修士課程を修了した者にあつては、当該課程において修得した単位を含む。) 以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する。

第二十条 修士論文又は博士論文(以下「学位論文」という。)の審査に関する事項は、別に定める。

2 研究科は、必要があるときは、学位論文の審査について他大学の大学院の教員等の協力を求めることができる。

第二十一条 最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者に対して行う。

第二十二条 第十八条又は第十九条に規定する修了要件を満たした者については、研究科委員会の議を経て学長が修了を認定する。

第二十三条 前条において認定を得た者に対しては、課程区分に従い、次の学位を授与する。

修士課程

人間生活学研究科

修士(家政学)

博士(後期)課程

人間生活学研究科

博士(家政学)